同　上柳榮吉殿
同　藤原與三郎殿
同　奥川隆殿
同　品川榮三郎殿
同　西村勘兵衛殿
同　岸田善三郎殿
同　高乘富一郎殿
同　鵜川秋一殿
同　大塚千代殿
同　藤原よし殿
同　中西文次郎殿
同　竹内金藏殿
同　鮫井米松殿
同　菊屋三次郎殿
同　牧原勝成殿
同　中村なつ殿
同　堀そで殿
同　山本とみへ殿
同　鈴木吉三殿
同　土家てる殿
同　田中益次郎殿
同　篠田タヲ殿
同　鈴木エン殿
同　上チカ殿
同　村上佐一郎殿
同　古川つる殿
同　町田ゆう殿
同　明田ゆう殿
同　長谷川ミヨ殿
同　杉森正巳殿
同　大藤政信殿
同　酒井ゆう殿
同　小島きぬ殿
同　池田やす殿
同　小林サク殿
同　安井藤太郎殿
同　木原邦殿
同　岡田フジ殿
同　上田角太郎殿
同　笠井又吉殿
同　岡領爲藏殿
同　岸田きく殿
同　吉田住藏殿
同　藤原りしよ殿
同　藤田勝殿
同　藤原與吉殿
同　柴山利子殿
金拾圓　高木勇殿
同　佐々木イト殿
同　安田サト殿
同　岩田智吉殿

（以下次號）

◆特許權公布　機械染部員吉本平次郎氏は左の特許法出願に對し公示せられたるが之に就き同業者より抗議者續出し居れるが結果何れに歸するか兎も角全文を掲ぐ

大正十三年特許出願公示第一〇六六號（第一六九頁）、七染絣及織模様染色法

出願　大正十二年十二月二十五日
公告　大正十三年八月二十二日

京都市下京區佛具屋町松原上ル三柔屋町
出願人發明者　吉本平次郎
東京市麹町區有樂町一丁目一番地
代理人弁理士　中松盛雄外二名

織絣模様顔出法

發明ノ性質及目的ノ要領

一本發明ハ所期ノ絣模様ヲ絣足部分ト他ノ部分トニ解剖シ之レニ相當スル模様ヲ各別ニ一個ノ「ロール」ニ印刻シ之ヲ組合セ適宜ノ染料ニテ無地染セル織布ニ先ヅ絣足部分ヲ印刻セル「ロール」ニテ投形糊ヲ印花シ後他ノ部分ヲ印刻セル「ロール」ニテ拔糊ヲ印花シ兩印花面ヲ合體セシメ織絣模様ヲ顔スル方法ニ係リ其目的トスル所ハ簡單ナル手段ニ依リ織絣ト殆ト類別スル能ハサル模様ヲ經濟的ニ形成セシムルニアリ

特許請求ノ範圍

一前記ノ目的ヲ達スル爲メニ所期ノ絣模様ヲ絣足部分ト他ノ部分トニ解剖シ各別ニ「ロール」ニ印刻シ之ヲ組合セテ適宜ノ染料ニテ無地染セル織布面ニ絣足部分ヲ印刻セル「ロール」ニ依リ先ヅ投形糊ヲ印花シ後絣足以外ノ部分ヲ印刻セル「ロール」ニテ拔色糊ヲ印花兩印花跡ヲ合體セシムルコトヲ特徴トスル織絣模様顔出法

絣足ニ相當スル部分ノミニ「レーキ」ニ配合セル投形糊ヲ先ヅ印花スル請求範圍ニ記載スル織絣模様顔出法

特許出願公示第一〇六七號

拔染絣製造法

發明ノ性質及目的ノ要領

一本發明ハ機械的拔染ニ依ル絣製造法ヲ改良セルモノニシテ「アニリンブラック」其他適宜ノ染料ニテ地染セル織布ニ所期ノ絣模様ニ應シテ經糸ニ相當スル部分ヲ印刻セル「ロール」ニ依リ拔形糊ヲ印花シ緯糸ニ相當スル部分ヲ印刻セル「ロール」ニテ拔糊ヲ印花シ兩印花面ヲ組合セテ絣染物ヲ製造スル方法ニ係リ其目的トスル所ハ織絣ノ風味ヲ有スル絣模様ヲ器械的拔染ニ依リ多量ニ併カモ廉價ニ顔出セシムルニアリ

特許請求ノ範圍

一前記ノ目的ヲ達スル爲メニ所期ノ絣模様ヲ經糸部分ト緯糸部分トニ解剖シ經糸部分ニ相當スル模様ヲ印刻セル「ロール」ト緯糸部分ニ相當スル模様ヲ印刻セル「ロール」トヲ調製シ兩者ノ模様ヲ合體スル樣ニ組合セ適宜ノ染料ニテ無地染セル織布面ニ前者ノ「ロール」ニテ拔形糊ヲ印花シ後者ノ「ロール」ニテ拔糊ヲ印花スルコトヲ特徴トスル絣染物製造法

附記

一前記ノ目的ヲ達スル爲メノ絣模様中經糸部分ニ相當スル模様ヲ印刻セル「ロール」及緯糸部分ニ相當スル模様ヲ印刻セル「ロール」ノ外特ニ白色調ヲ帶ハシムル部分ヲ深ク印刻セル「ロール」ヲ組合セ拔形糊ヲ印花スル請求範圍ニ記載スル絣染物製造法

二前記ノ目的ヲ達スル爲メノ絣模様中經糸部分ニ相當スル模様ノミニ緯糸部分ヲモ印刻セル「ロール」ト緯糸部分ノミヲ印刻セル「ロール」トヲ組合セ拔形糊ト拔糊トヲ印花スル請求範圍ニ記載スル絣染物製造法

三前記ノ目的ヲ達スル爲メノ絣模様中經糸部分ニ相當スル模様ヲ印刻セル「ロール」ト緯糸部分ニ相當スル模様ヲ印刻セル「ロール」ト更ニ經糸部分ヲモ印刻セル「ロール」ヲ組合セテ拔形糊及拔糊ヲ印花スル請求範圍ニ記載スル絣染物製造法

用材土佐產
友仙染器具一切
其他
建築請負
特別安價
本店　下京區岩上通錦小路上ル
瀧澤商店
同千本通二筋西綾小路下ル
工場
工場　廣狹望次第

京都染物同業組合月報
第二百十五號
登行兼編輯人　新野貞恵
印刷人　森本文次郎
京都市堀川竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第十九號

左記ノモノ職工徒弟ニ契約ヲ締結シ左記ノ手續ヲ了レタリト此旨公示ス

大正十三年十月廿五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

紅染部員高瀬[illegible]門徒弟　飯田義一

◆公示第二十號

左記ノモノ[illegible]第拾六條ニヨリ屋號契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十三年十月廿五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部田中[illegible]之助徒弟　中野勇藏

◆公示第二十一號

左記ノモノ[illegible]第取締規定第九條ニ抵觸スルモノニ付キ[illegible]第拾七條ニヨリ組合員ニ於テ懲使スルコトヲ得

大正十三年十月廿五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙[illegible]　昌中保太郎
又六徒弟　堀岡篤次郎
〃　辻實藏
〃　松井源太郎
〃　川畑政吉
〃　阿部近
〃　荒村重泰
〃　白石八太郎
友禪部員　柴山[illegible]右衛門

◆公示第二十二號

大正十四年度本組合經常費收支豫算及賦課徴收法ハ大正十三年十月廿八日組合代議員會ノ決議ヲ經ヘ認可申請中ノ處別項ノ通リ認可相成候條此旨公示候也

大正十三年十一月廿五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

京都府指令三商第一三四九號

京都染物同業組合

大正十三年十一月六日發第一四七號大正十四年度經費豫算並賦課徴收方法ノ件認可ス

大正十三年十一月十四日
京都府知事　池松時和

大正十四年度
京都染物同業組合經常費收支豫算

收入ノ部

科目	前年度豫算	本年度豫算	○印ハ增△印ハ減
第一款　組合經費			
一項　等級割	一、一六六、六〇〇	一、一六六、六〇〇	〇
二項　戶數割	一、六六〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	△三六〇、〇〇〇
第二款　雜收入			
一項　証票料	一、六六〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	△三六〇、〇〇〇
二項　賣却代品	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
三項　旅館不用品	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
四項　廣告料	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
五項　違約金	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
特別收入	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
過年度收入	—	一〇〇、〇〇〇	△一〇〇、〇〇〇
六項　雜收入	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
計	一、四、一〇〇、〇〇〇	一、三、一〇〇、〇〇〇	△一〇〇、〇〇〇

支出之部

科目	前年度豫算	本年度豫算	○印ハ增△印ハ減
第一款　勸業費			
一項　博覽會費	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	〇
二項　聯合會費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
三項　補習學校費	二、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	〇
四項　勸業獎勵費	三、六〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	〇
五項　月報費	四、八〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	〇
第二款　試驗所費			
一項　技師給	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	〇
二項　試驗原料費	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	〇
三項　研究費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
第三款　所費			
一項　印刷費	四、三〇〇、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇	〇
二項　文具費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
三項　通信費	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
四項　諸給料	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
一項　事給	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
二項　書記給	四、九〇〇、〇〇〇	四、九〇〇、〇〇〇	〇
三項　臨時雇給	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
四項　使丁給	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	〇
第四款　雜費			
一項　備附品費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
二項　點燈費	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	〇
三項　消耗費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
四項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
五項　雜費	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	〇
六項　保險費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
七項　旅費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
第五款　兼給費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
一項　報酬	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
二項　會議費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
三項　歡待費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
四項　宿直費	九、二〇〇	九、二〇〇	〇
五項　賞與費	三、二〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	〇
第六款　陸列場費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
一項　修繕費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
第七款　豫備費	九、六〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	〇
前年度繰越金	—	〇、〇〇〇、〇〇〇	△〇、〇〇〇、〇〇〇
一項　豫備費	三、六〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
二項　準備金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇
計	一、四、〇一一、一〇一、〇〇〇	一、三、一〇〇、〇〇〇	△一〇〇、〇〇〇

賦課法

等級	納稅額	一戶負擔額	戶數	賦課率	總率數
一	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
二	二〇〇、〇〇〇	二〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
三	三〇〇、〇〇〇	三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
四	四〇〇、〇〇〇	四〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
五	五〇〇、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
六	六〇〇、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
七	七〇〇、〇〇〇	七〇〇	七〇〇	一、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇
八	八〇〇、〇〇〇	八〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
九	九〇〇、〇〇〇	九〇〇	九〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一一	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
一二	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
一三	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
一四	一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
一五	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
一六	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
一七	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
一八	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
一九	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
二〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
計	三、四一〇				三、四一〇、〇〇〇

大正十四年度賦課徴收方法

第一條　經費ハ營業等級割戶數割ノ二法ニ據リ賦課ス

第二條　營業等級割ハ前年度ノ營業納稅額ヲ標準トス

第三條　戶數割ハ一戶一ヶ年金貳拾錢トス

第四條　經費ハ年額ヲ四分シ一月、四月、七月十月ノ各三十日迄ニ徴收シ端數ヲ生スルトキハ第一期ノ徴收額ヲ加フ

第五條　組合員ハ前條期限内ニ納附スヘキ若シ理由ナク期日内ニ納付セサルトキハ組合定款ノ規定ニ準據シ處分ス

第六條　經費ハ本年中七月以前ニ加入スルモノハ一ヶ年七月以降ニ加入スルモノハ半ヶ年ヲ課シ七月以前ニ廢業スルモノハ半ヶ年ヲ七月以降ニ廢業スルモノハ一ヶ年分ヲ課シ開廢業倶ニ其手續ヲナスト同時ニ全額ヲ徴收ス

第七條　新タニ開業セシモノ、經費ハ組合等級割ノ最下位ノ額ヲ課シ同時ニ組合延期料金參拾錢ヲ徴收ス

第八條　賦課法ノ錯誤又ハ違算アリト認メタルトキハ徴收通知書ヲ受ケタル日ヨリ一週間内ニ訂正ノ申請ヲナヲ、レハ無効トス

第九條　實收入ニ剩餘ヲ生セタルトキハ豫備費ニ編入ス

© Kyozomekai

大正十一年臨時費收支決算

收入ノ部

一金七萬四拾貳圓四錢 收入總額

内訳

金五萬七千五百五拾五圓參拾錢 自大正十一年六月 至大正十一年九月 徴收高

金九拾四圓七拾九錢 組行預金利子

金壹萬貳千參百九拾壹圓九拾五錢 現在負債總高

支出ノ部

一金七萬四拾貳圓四錢 支出總額

内訳

金五萬七千九百六拾壹圓八拾錢 土地買入代金

金參千八百四拾六圓六錢 借入金利子

金貳千六百九拾八圓拾貳錢 前納金歩引

右ノ通リ報告候也 諸雑費

大正十三年十月廿六日

出納役 永井政二郎

管野松次郎

◆公示第二十三號

大正十一年度臨時費收支決算及大正十二年度組合經常費收支決算ハ大正十三年十月廿八日組合代議員會ノ承認ヲ經タリ此旨公示候也

大正十三年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長 八木伊三郎

大正十一年京都染物同業組合臨時費收支決算

收入ノ部

科目	大正十一年度豫算	同決算	備考
第一款 臨時費			
一項 組合經費	大正十一年六月ヨリ徴收總額		
第二款 雜收入			
一項 土地建物賣却代金		及組賣入代金	
第三款 借入金			
一項 借入金		一借入金ノ内	

支出ノ部

科目	大正十一年度豫算	同決算	備考
第一款 建築費			
一項 土地買入費			
二項 建築費			
第二款 雲用費			
一項 家内費			
二項 備附品費			
三項 試驗器具費			
四項 雑費			
一項 納一割歩			
二項 借入利子			
第三款 借入金			
一項 借入金償却			
第四款 豫備費			
一項 豫備費			
計			
差引現金			元江田行預金在高

大正十二年度 京都染物同業組合經常費收支決算

收入ノ部

科目	豫算額	決算額	
第一款 組合經費			
一項 等級割			
二項 戸數割			
第二款 雜收入			
一項 商標料			
二項 賣却品代			
三項 廣告料			
四項 寄附金			
五項 過怠金			
六項 補償費補助費			
合計金			

支出ノ部

科目	豫算額	決算額	
第一款 勵業費			
一項 博覽會費			
二項 聯合會費			
三項 植智學校費			
四項 勧業費補助費			
第二款 試驗所費			
一項 技師給			
二項 器具費			
三項 研究費			
第三款 所費			
一項 印刷費			
二項 文具費			
三項 通信費			
四項 月報費			
五項 諸給料			
一 理事給			
二 書記給			
三 臨時雇給			
四 使丁給			
五 旅費			
六 保險費			
七 雑費			
第五款 雑給費			
一項 報酬			
二項 會議費			
三項 歓待費			
四項 宿直費			
五項 賞與費			
第六款 陳列所費			
一項 修繕費			
二項 消耗費			
三項 點燈費			
四項 修繕費			
五項 雑費			
六項 保險費			
第七款 豫備費			
一項 豫備費			
合計金			

雑録

◆系絽色染部建築費寄附同部より建築費の中込みありたるもの左の如し

一金參百圓也 池田伊三郎殿

一金貳百五拾圓也 高橋清三郎殿

下西巳之助殿

一金六拾圓也 同 井口宜二郎殿

同 金右衛門殿

武田 同 小川拾吉殿

同 青木末吉殿

同 吉津菊造殿

一金五拾五圓也 今西増次郎殿

同 山木岩吉殿

同 赤松秀一郎殿

同 吉藤吉太郎殿

同 金森徐太郎殿

同 廣瀬栃太郎殿

同 三杉栄太郎殿

一金五拾圓也 高橋重三郎殿

同 小谷源吉殿

同 野村徳太郎殿

同 瀬戸音吉殿

同 寺井秀次郎殿

同 松村清右衛門殿

同 今村藤次郎殿

同 吉村竹之助殿

同 林原佐吉殿

同 中野於之助殿

同 市川岩三郎殿

一金四拾五圓也 岡本勝太郎殿

同 森川長三郎殿

一金四拾圓也 佐々木寅造殿

同 吉見重太郎殿

同 高岡政治郎殿

同 片山伊之助殿

同 庄三郎殿

同 一橋勝次郎殿

同 藤原音吉殿

一金參拾圓也 奥出五良兵衛殿

同 西野長殿

同 大串ツヤ殿

同 辻谷元次郎殿

同 伊藤茂吉殿

同 神谷徳殿

同 藤山利平殿

同 森永宇之助殿

同 久保文右衛門殿

同 西村勘蔵殿

同 後藤十郎殿

同 松村庄五郎殿

一金貳拾五圓也 小林茂三郎殿

同 吉見留蔵殿

同 山田達淨殿

同 藤田安造殿

同 宮村喜三郎殿

同 岡田市太郎殿

同 山田吉次郎殿

同 木村清一殿

同 寺川正夫殿

◆度量衡改正に就て左の通り府産業部より通牒ありたり

三種第四四四號

大正十三年八月二十六日

京都府産業部長 赤土正强

度量衡法令改正要旨左記ノ通リ工務局長ヨリ通牒有之候ニ就テハ高敏御配意相成度依命右移牒候也

左記

工第四四七一號

大正十三年七月三十一日

農商務省工務局長男爵 四條隆英

京都府知事殿

大正十年法律第七十一號（度量衡法中改正）ハ去ル五月勅令第百十六號ヲ以テ七月一日ヨリ施行相成候處右法令及改正事項ノ要旨印刷ノ分別冊為御參考及御怠付候就テハ右法令ノ周知等ニ關シテハ種々御施設ノ次第モ有之好都合ノ至ニ候處貴官公署ニ於テハ特別ノ事情アルモノヲ除タノ外可成速ニメートル法度量衡ヲ用ウルコトハ一般轉換ノ促進上ニ及ホス效果モ不尠様被存候ニ付特ニ御配慮相煩度此段申進候也

追テ別冊法令改正ノ要旨ハ之ヲ貴信下所屬

度量衡ノ名稱、命位及用途

名稱	命位	用途
度		
ミクロン	百万分ノ一メートル	
ミリメートル	千分ノ一メートル	
センチメートル	百分ノ一メートル	
デシメートル	十分ノ一メートル	
メートル	基本ノ千ノ一メートル	
面積		
平方ミリメートル	百万分ノ一平方メートル	
平方センチメートル	一万分ノ一平方メートル	
平方デシメートル	百分ノ一平方メートル	
平方メートル	基本	
平方キロメートル	百万平方メートル	
アール	百平方メートル	アール、ヘクタールハ地面水面ニ用ユ但シ宅地ニハ平方メートルヲ適當トス
ヘクタール	百アール	
量		
立方センチメートル	百万分ノ一立方メートル	
立方デシメートル	千分ノ一立方メートル	
立方メートル	基本	
ミリリットル	千分ノ一リットル	
デシリットル	十分ノ一リットル	
リットル	基本	
立方デシメートル	千分ノ一立方メートル	
ヘクトリットル	百リットル	普通ニ液體、瓦斯體、粒狀物又ハ紛狀物ノ取引ニハデシリットル、リットル等ヲ用キ學術工業、設計等ニハ立方センチメートル、立方メートル等ヲ用ユ
キロリットル	千リットル	
衡		
ミリグラム	百万分ノ一キログラム	
グラム	千分ノ一キログラム	
キログラム	基本	
トン	千キログラム	
度		
海里	千八百五十二メートル	海面ノ長サ
衡		
カラット	二百ミリグラム	寶石ノ重量

度量衡法令中改正事項ノ要旨

一、改正法令

度量衡法中改正法律（大正十年四月十一日法律第七十一號）同法施行令中改正勅令（大正十三年五月十五日勅令第百十七號）及同法施行規則、尺貫法及ヤードポンド法度量衡ノメートル法、尺貫法及ヤードポンド法度量衡ノメートル法單一制ニ改メラレ、大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行セラルルコトトナレリ

左ニ法定ノ度量衡ノ名稱命位及適當トスヘキ用途ヲ掲ク

© Kyozomekai

二、度量衡ノ基本ノ改正

改正前ノ度量衡ノ基本ハ農商務大臣ノ保管ニ係ル原器ニ依リテ定ムル尺及貫ナリシヲ改メテメートル及キログラムトシ、メートル條約ニ為ス規定セル國際メートル及國際キログラム原器ヲ用ウルコトヲ以テ、メートル及キログラムハ我國ニ於テ度量衡基本ヲ確固ナラシメ、且世界ニ於ケル度量衡ト共通的聯絡ヲ保ツコトヲ得ルニ至レリ而シテ我國ニ於テハ度量衡ノ基本ヲ測定スル爲メ、直接ニ國際メートル及國際キログラム原器ヲ用ウルコトヲ得ナルヲ以テ、メートル條約ニ依リ各國ノ委員カ國際原器ト同時ニ且同型ニ製作シタル原器ノ内我帝國ニ交付セラレタル**メートル第二十二號原器及キログラム第六號原器**ニ依リ、度量衡ノ基本ノ値ヲ現示スルコトトナレリ（法第一條及第二條）

三、度量衡ノ名稱命位

度量衡ノ名稱命位ハ度量衡法第三條ヲ以テ**メートル**法ニ依リ之ヲ規定シ、又特殊ノ場合ニ用ウルモノニ付テハ同法施行令第一條ヲ以テ之ヲ規定セリ而シテ右規定ノ度量ノ中其ノ實質同一ニシテ名稱ノ異ナルモノアリ此等ニ付テハ特ニ其ノ用途ヲ制限スルノ規定ナキモ外國ノ慣例トモ一致シ且最モ便利ナル使用方法ニ一定スルヲ適當トスベシ、

四、例外ノ場合

檢出（再檢出ヲモ含ム）又ハ檢入ニ係ル商品ニ關シテハ檢入商品ヲ販賣スル場合ヲ除クノ外**メートル**法ニ非ザル度量衡ノ名稱ヲ用ウルコトヲ得ルモノトス、而シテ斯ル場合ニ於テ、**メートル**法以外ノ度量衡器ヲ使用スルノ已ムヲ得ザル事由アルトキハ尺貫法又ハ**ヤードポンド**法ノ如キ慣用度量衡器ニ付テハ、將來政府ノ檢定ノ效力ヲ失フカ爲販賣使用ヲ爲スコトヲ得ザル期間滿了後ト雖モ、農商務大臣ノ指定ニ依リ販賣又ハ使用シ得ルモノトス（施行令第一條ノ七、第九條、第十七條及同令附則第九條）

氣事業、瓦斯事業、水道事業、原動機ヲ用ウル運輸事業、鐵業法ノ適用ヲ受ケル事業、醫業、薬剤師業、獣醫業若ハ調剤業、原動機ヲ用ウル主ナル工業等ニ付テハ其ノ事務又ハ事業ヲ行フ者相互間ニ於テハ十年間、法定ノ**メートル**法ニ非ザル從來慣用ノ度量衡（**メートル**法度量衡ノ内今回廢止セラレタルモノ、尺貫法及**ヤードポンド**度量衡）ヲ用ウルコトヲ得ルモノトス、然レトモ以上ノ者カ商記ト異ル事務又ハ事業ヲ行フ者ヲ相手トスルトキ、又ハ此等以外ノ事務又ハ事業ヲ行フ相互間ニ於テハ二十年間前同様慣用ノ度量衡ヲ用ウルコトヲ得ルモノトス（施行令附則第二條）

六、從前ノ文書商品等ニ表示ノ度量衡

從來慣用ノ度量衡ヲ使用シ得ル期間滿了前ニ法令、毫帳其ノ他文書、器具機械、商品其ノ他ノ物件ニ記載シタル從來慣用ノ度量衡ハ此等ノ物件ヲ改訂修理ノ場合ニ非ザレハ、從前ノ儘ト爲シ置クコトヲ得ルモノトス、然レトモ其ノ期間滿了後ニ於テ事實上ニ應用スル場合ニハ、**メートル**法度量衡ニ換算ヲ爲スコトヲ要スルモノトス（施行令附則第四條）

七、慣用度量衡器ノ檢定及檢定ノ有效期間

法定ノ**メートル**法以外ノ度量衡ノ目盛アリ、又ハ分銅若ハ天秤ノ如キ目盛ナキモ其ノ度量衡ノ表示アル度量衡器ノ檢定ハ、十ケ年限リ之ヲ行フモノトス、而シテ斯ノ如キ度量衡器ニシテ、**メートル**法ノ併セ目盛又ハ併記ノ表示ナキモノハ十五ケ年ニテ檢定ノ效力ヲ失フヲ以テ其ノ期限後ハ之ヲ販賣シ又ハ取引證明上ニ使用スルコトヲ得ザルモノトス、故ニ右期間後**メートル**法以外ノ度量衡ノ名稱ニ依リ取引又ハ證明ヲ爲ス場合ニハ、**メートル**法ノ度量衡器ニ依リテ換算ヲ爲サザル可カラス（施行令附則、第五條第九條）

八、度量衡器ノ構造ノ改正

度量衡法施行細則ニ於テ檢定ニ關スル構造ノ規定中、其ノ他本細則又ハ令第[illegible]

セラレタリ、但シ從來慣用ノ度量衡ニ依ルモノ、例ヘハセンチグラムノ目盛アル骨製秤杆ノ如キハ、十年間ハ從前ノ規定ニ依ルコトヲ得ルモノトス、而シテ木製秤杆ニ代ル可キ金屬製秤杆ノ製作ニ付テハ新ニ便宜ナル規定ヲ設ケラレタリ

九、計量ノ單位及計量器

力、壓力、仕事、工率、密度及温度ヲ計量スル場合ニ用ウル計量ノ單位及計量器ニ付テモ度量衡ニ準シテ其ノ使用、販賣及檢定ノ猶豫期間等ニ關スル規定ヲ定メラレタリ（施行令第一條ノ三及同令附則第三條乃至第五條、第九條）

十、改正度量衡法令實施上ノ參考事項

改正度量衡法令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行セラルルモ、**メートル**法度量衡專用ニ關シテハ相當ノ猶豫期間ヲ規定セラレタリ、是レ各方面ヲ通シテ俄ニ實行スルトセハ器具機械、商品、文書、簿冊等ノ改訂又ハ更新ノ時機ヲ利用スルニ於テハ、著シク所要經費ヲ節約シ得ヘキノミナラス、其ノ改訂ノ爲ニハ勿論新度量衡ニ慣熟スルニモ相當ノ時日ヲ要スルヲ以テ、此等ノ事情ヲ考察シテ支障ナク新度量衡ニ轉換セシメントスル趣旨ニ外ナラス從テ單ニ實行ノ延期ヲ認容シタルトハ、全然其ノ趣旨ヲ異ニスルコトヲ深ク留意セサルヘカラス、若シ猶豫期間カ比較的長期ナリト考エ漫然實行ニ着手スルコトヲ怠リ、期間滿了ニ切迫シテ俄ニ實行ヲ試ミントスルカ如キコトアラハ啻ニ多大ノ支障ヲ招來スヘキノミナラス、反テ度量衡ノ混亂ヲ蒙レカラシムルニ至ルヘシ、左レハ今日ニ於テ新度量衡採用ニ關シ、適當ナル順序方法ヲ設定シテ着々實行スルヲ緊要トス就中左記參考事項ノ如キハ勿論此ノ他今ヨリ支障ナク新度量衡ニ依ルコトヲ得ル事項ニ付テハ、進ンテ之ヲ實行スル[illegible]

モノアルヘシ

イ、既定ノ法令、文書、圖書、商品、器具、薬剤等ニ表示アル度量衡ハ此等ノ改訂ノ際ハ更ニ其ノ場合ニハ**メートル**法ニ改メ端數整理シテ成ルヘク簡單ナル數ノモノトシ必要ニ應シ從來慣用ノ度量衡ヲ併記スルコト

ロ、學校ニ於ケル教授ニ用フル度量衡ハ**メートル**法ヲ主トスルコト

ハ、新ニ法令、統計、[illegible]ニ表示スル度量衡ハ、**メートル**法トスルコト、但シ從來ノモノトノ關係ヲ明ニスル爲メ、又ハ相手方トノ關係上必要ナル場合ニハ、從來慣用ノ度量衡ヲ傍註又ハ併記スルコト

ニ、新ニ物件ノ購入、貸借又ハ新設等ノ場合ニ用ウル度量衡ニ付テハ同様トス

ホ、度量衡器其他ノ器具、機械ニシテ、度量衡ノ目盛アルモノ、[illegible]ノ場合ニハ、從來慣用ノ度量衡ヲ併用シタルモノトスルコト

ヘ、商品其ノ他ノ物件ニ附スル度量衡ノ表記又ハ建値標準ハ**メートル**法ト爲シ（端數ヲ整理シテ成ルヘク簡單ナルモノトス）必要ニ應シ慣用度量衡ヲ併記スルコト、温度、密度、壓力ノモノ計量器ニ付テモ以上ニ準シ之ヲ統一ヲ實行スルコト

附

慣用度量衡トメートル法度量衡トノ比較

尺貫法		尺	尺	鯨尺	ヤード・ポンド
坪					ヤード
升					ガロン
貫					

メートルノ三十二分ノ十
アールノ百二十一分ノ四
リットルノ千三百三十一分
ノ二千四百一
キログラムノ四分ノ十五

メートルノ六十六分ノ二十五
千百四十三
リットルノ六千六百五十五萬分
ノ二億五千百九十二萬百二十三
[illegible]

京都染物同業組合月報
第二百十六號
發行兼編輯人　新野貞雄
印刷人　森本文次郎
京都市美濃過竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第一號

徒弟修業契約年限ノ滿了シタル左記八十一名ニ對シ左ノ通リ修業狀ヲ附與セリ此旨公示ス

大正十四年一月二十日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

修業狀

一修業年限　自　大正　年　月　日　至　年　月　日

右修了ノ官授業ノ證明ヲ與シ茲ニ京都染物同業組合定款ノ定ニ依リ修業狀ヲ附與ス

大正十四年一月　日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

十年以上修了者九名

友仙部　杉山晴市
綿置部　徒弟　杉山晴市
〃　岡部孝次郎
〃　比佐爲吉
〃　八木長次郎
友仙部　森田菊之助
〃　宇田松蔵
〃　野本寅蔵
〃　上西衛三郎
上書部　西野善吉
〃　池田傳三郎
茶染部　吉田トモヘ
正習染部　木村鶴吉郎
〃　奥居仙次郎
色枝部　山田[illegible]
浸漬部　日下好一
〃　小林一平
友仙部　名和多六
茶染部　橋野長三
〃　木村鶴吉郎
捲物部　[illegible]
上書部　[illegible]
〃　内藤全蔵
〃　[illegible]
〃　浅井[illegible]

〃　高木勘次郎
糸染部　北口巳之助
〃　三浦善太郎
張物部　辻恒三郎
友仙部　高坂與左衛門
綿置部　平井吉次郎
〃　堀部友太郎
〃　辻藤太郎
〃　[illegible]
友仙部　吉川爲吉郎
〃　舘本惣太郎
御召再整部　[illegible]
浸漬部　益富豊松
形彫部　木宮俊一
張物部　辻恒三郎
綿物部　杉本徳次郎
御召再整部　小野木兵助
友仙部　川瀬幸次郎
〃　杉山藤市
形彫部　三杉弘
〃　木谷子代蔵
御召再整部　小野木兵助
形彫部　[illegible]
友仙部　佐々木健三郎
〃　岡島重助
〃　北川泰次郎
〃　河田樂太郎
〃　二谷彌佐蔵
〃　林登一郎
〃　大塚治太郎
〃　長谷川宗次郎
〃　日比野誠吉
〃　[illegible]
形彫部　[illegible]
友仙部　[illegible]

〃　杉山晴市
〃　森田菊松
上書部　[illegible]
友仙部　[illegible]
〃　[illegible]
〃　[illegible]
〃

大正十一年臨時費收支決算

收入ノ部

一金七萬四拾貳圓四銭
内訳
金五萬七千五百五拾五圓四拾銭　收入總類

科目	大正十一年度決算	同 備考
第一款 建築費	円	
一項 土地買入費	三、六〇〇〇〇〇	
二項 建築費	一、九〇〇〇〇〇	
第二款 試驗所費	五、五〇〇〇〇〇	
一項 技師給	二、一八〇〇〇〇	
二項 事務費	一、〇〇〇〇〇〇	
三項 研究費	一、〇〇〇〇〇〇	
第三款 所費	八、八〇〇〇〇〇	
一項 印刷費	一、〇〇〇〇〇〇	

支出ノ部

科目	大正十一年度決算	同 備考
第一款 建築費	円	
一項 土地買入費	三、六〇〇〇〇〇	
二項 建築費	一、九〇〇〇〇〇	
第二款 試驗所費	五、五〇〇〇〇〇	
一項 技師給	二、一八〇〇〇〇	
二項 事務費	一、〇〇〇〇〇〇	
三項 研究費	一、〇〇〇〇〇〇	
第三款 所費	八、八〇〇〇〇〇	
一項 印刷費	一、〇〇〇〇〇〇	

一金七拾五圓也　同
一金百八拾圓也　同
一金百五拾圓也　同

◆公示

大正十一年度常設代議員會

大正十一年度常設代議員會ニ於テ左ノ通リ決議シタルモノ

第一款　一項　組合事務所ノ建築費ニ金百五拾圓ヲ追加ス

第二款　一項　土地買入費ニ金百八拾圓ヲ追加ス

第三款　一項　印刷費ニ金百五拾圓ヲ追加ス

大正十一年十一月

理事　長原
大串　ツヤ殿
辻谷　元次郎殿
伊藤　茂吉殿
神谷　竹藏殿
藤山　利不殿
森永　宇之助殿

◆我國休ヨリ觀タル勞働問題根本解決法ノ一考察

世界大戰以來歐米諸國民ハ幾多生死ノ巷ヲ潜リ燃ユルガ如キ愛國心ヲ以テ戰後ノ財政整理及其ノ經營ニ獅キ大奈闘ヲナシ戰亂中ノ大損害ヲ寸時モ速ク取戻ントシ國民一致シテ猛烈ナル全勢力ヲ以テ其ノ回復ニ或力ヲ傾注シツヽアリ。

然ルニ之ニ反シ我國民ハ浮華貴族ニ流レ利己逸樂ニ耽リ倫紀ハ素亂シ風俗ハ頽廢シ國民道德ハ地ニ落チ殊ニ思想界ハ我建國ノ大義ニシテ又國民教育ノ淵源タリ然レラ全世界ニ對シ最モ誇リトナセシ善美風タル「忠孝」ニ對シ全然合致セザル歐米諸國ノ思想ヲ輸入シ混亂其ノ極ニ達シ到ハ經濟界ハ入超ニ次グ入超ニテ遂ニ輸上猛タク哀憐ヲ憐マレ給ヒ昨冬大詔ノ燃發ヲ見ルニ至レリ。

然レ共打續クル見ル不ニ押レテ一度浸犯セシ驕奢文弱ノ風ハ容易ニ改善セラレズ殊ニ事業上ノ内亂タル勞働爭議ハ各所ニ頻發シ勞資ノ反目ト社會ノ親和安寧ヲ破リ其ノ間一般悲觀ナル勞働者ニ對シ煽動教唆的ナル運動家起リ世界無比ノ我ガ國民道德モ日々破壞セラレツヽアルハ貧窮ナル我等ト雖モ頗ル遺憾ニ堪ヘザル次第ニシテ故ニ本會ニ於テモ過般來本問題ヲ專ラ研究ナシツヽアリシガ漸ク成案ヲ得タルヲ以テ愚書ヲ呈シ要路諸官及ビ關係諸氏ノ御教導ト御取捨ヲ乞フ次第ナリ。

一、立論ノ趣意及目的

我等ノ立論セントスル所ハ我國体ト純日本精神及實際ヲ基礎トナシ簡明ヲ旨トシ空理空論ヲ避ケ政府ニ對シ急速ニ本論關係ノ諸法律案諸規則ノ作成實施ヲ切願スルト共ニ關係各位ノ御參考御取捨ニ供スルヲ目的トセリ。是レ全ク醇厚ナル風俗ヲ旗成維持セシメンガ爲メニ外ナラズ。但シ我等ハ根本解決法ノ大綱ヲ記スモノナレバ實施上各種事業ニ依リ直譯的ノ適用ハ困難ナランモ偏ヘニ其ノ趣意精神ニ御洞察アラン事ヲ乞フ。

二、我國勞働運動ノ根本的缺陷

現在行ワレツヽアル我國勞働運動ハ國家ノ存在及國家ノ對立的鬩爭ノ（國際鬩爭）無視セル即チ國家ト隔絶セル國際主義、共產主義、無政府主義、社會主義運動等ヲ深ク加味セルガ如キ憐イアルガ今上記ノ運動ト絶体ニ關聯ナキ勞働者ノ地位ハ人格ノ向上ヲ目標トシテ行ワル、所ノ勞働運動ト視ルモ人格ノ完成陶冶上根本的第一要件タル精神ノ修養鍛練ヲ輕視否無視シ生活上ノ方法手段トシテノミ必要ナル物質方面ニ最モ重キヲ置キ自己等ノ目的貫徹ノ爲メニハ一般多數公衆ノ迷惑不便及ビ自己等ノ從事シツヽアル事業ノ發達、進捗、遂行等ヲ全ク輕視シ徒ラニ自由勞働ヲ高調シテ社會及事業上ノ共同責任ヲ忘却シテ省ミザルガ如キハ其ノ運動方法ノ道程ヲ全ク誤リタルモノト斷言ス。

三、勞働爭議善導論ノ絶体不可能ナル理由

斯界ノ權威ト言ワレツヽアル某學者ハ勞働爭議ヲ以テ『勞資相互ノ進化トナシ要ハ合理化厚生化道德化シテ爭議ヲ善導シ爭議ノ起ル度毎ニ一般社會ノ安寧幸福ヲ增進ス可ク努力ナス事ハ是レ社會政策上ノ最モ大切ナル任務ナリ』。ト說カルヽガ實際ニ於テハ日本人ノ國民性トシテ又爭議當事者ノ理想的人格者ノ絶体多數否不幸ニシテ現世ニ於テハ然ラザル人物ノ絶体ニ多數ナル爲メ他人トノ鬩爭ニ於テ厚生化、道德化等ノ實現ハ是レ到底不可能事ニシテ折カル事ヲ完全ニ可能ナリトセバ爭議モ絶体ニ起ラザル可シ。

某竟之等ノ學的ノミノ考察ハ實際ノ成行ヲ輕視シ又世情ニ疎キ所ノ一種ノ空想的理論ノ如ク思ワル。

又爭議後ノ實例ヲ觀ルモ其ノ勝敗ノ勞資何レニ在リ共相互同道恨ヲ持チ何事ニ依ラズ非常ニ冷淡トナリ勞資ノ親和及事業ノ圓滿ナル進捗發達等ニ大害アルハ既ニ事實ノ証明セル所ナリ。

即チ國民教育及國民道德ニ對シテ現代社會風潮ヲシテ合致セシムルト如ク善導スルコト最モ肝要ニシテ特ニ智識階級及政府ノ重任ナルコトヲ斷言ス。

然ルニ世上往々ニシテ前者ト正反對ナル教育及道德ヲシテ現代風潮ニ順應シ合致セシムル可キヲ力說セル人々モ數多アレ共吾人ノ本分タル正義人道ハ徒ラニ新奇ヲ衒フガ如キ流行心理ニ依リテ輕々ニ動搖變化ス可キモノニアラズ故ニ我等ハ之ヲ最モ遺憾トスルモノナリ。

コヽニ我等ハ我國体及純日本精神ヲ根本トシタル解決法ヲ絶リシ政府ニ對シ國體擁護及同盟罷業及同盟怠業等ヲ絶体禁止チレン事ヲ切望スル所以ナリ。

四、勞働爭議ノ原因

原因ニ附キテハ數多アリト雖モ其ノ最モ大ナルハ勞働者ノ榮達昇進ヲナス可キ道ノ絶無又ハ頗ル微温的ニシテ其ノ上勞資利害ノ一致ヲ疎シジタルガ故ナリ。

現在ニ於テモ多少榮達昇進ヲナス可キ道ノ存在セル工場等モアレ共嚴正ナル第三者ヨリ觀ル時ハ余リニ資本者ノ打算本位又ハ御都合本位主義ニ失シ（但シ實際ニ於テハ事業ノ打算ニ依リ初メテ勞資賃金ヲ捻出シ得ルナレド）人間生活ノ餘剩タリ又秩序ノ根本タル勤善懲惡、即チ是レト其ノ精神ヲ等シクセル昇進榮達モ輕ンジタルガ爲メナリ。

又第二ノ原因ハ以上ノ如キ虚ニ乘ジタ歐洲戰亂以來急激ニ增加セル輕佻浮薄者流ノ我ガ國体ニ背反セル外來思想ヲ以テ勞働者ニ對シ煽動教唆的運動ニ因ルモノナリ。

是レ等ハ實ニ看過ス可カラザル問題ニシテ第一ノ原因ニ對シテハ後ニ記ス可キ階級設置ニ關シ我國民性トシテハ是非政府ノ干渉ヲ必要トセリ。

若シ政府ハコノ問題ヲ全然經濟上ノ自由トセンカ勞資ノ階級的利己主義ノ衝突ハ益々猛烈トナリ產業ノ發展、社會ノ親和、安寧ヲ害スルハ火ヲ視ルヨリモ明ニシテ是レ我國勞資ノ關係ハ單ナル商業上ノ賃貸關係トハ全然其ノ趣ヲ異ニセルガ爲メナリ又第二ノ原因タル煽動教唆的ナル運動者ニ對シテハ犯罪檢擧ヲ多クナシ其ノ極因人ノ增加ヲ來タスガ如キハ日本臣民トシテ又人間トシテ決シテ望マシキ事ニハアラザレ共公ノ秩序及善良ナル風俗ヲ害シ所詮國民思想ヲ惡化セシムルガ如キ者ニハ當局諸官ハ大英斷ヲ以テ刑務所收容能力ノ許ス限リ檢擧收容サレシ事ヲ切望シテ熄マザル次第ナリ。

思想ノ動搖ニ因ル國家ノ損害ハ是レ全錢的表示ノ困難ナルダケ深刻ニシテ多クノ損失ヲ招クモノニシテ我等ハ深ク之レヲ憂フルモノナリ。

五、勞働者ノ結束ト其ノ弊害

總テ人間ハ鬩爭心ノ缺ケタル時精神ハ弛緩シ進歩ハ停止シ其ノ極遂ニ墮落ヲ生ズルハ既ニ歷史ノ明カニ証明セル所ニシテ是レ『內憂外患ナケレバ國必ズ滅ブ』ト言フ古ヘノ箴言ト其ノ心理ヲ等シウス現在ノ勞働者ハ概シテ物質萬能主義ニ通シテ只々金錢ノミニ拘泥シ技術能率ノ練磨向上、事業上ノ發明、發見職務ニ對スル熱實熱心等ニ因ル相互ノ鬩爭及人格ノ完成陶冶等ヲ殆ンド輕視セル一般現情ナリ。

コノ弊害ヲ對岸ノ火災視スル事ハ實ニ國家トシテ許ス可カラザル問題ニシテ我等ハ階級制度設定ヲ以テ最モ簡明適切ナル矯正法ト思考ス。

六、同盟罷業及同盟怠業

同盟罷業及怠業ヲ以テ經濟上ニ於ケル一方法トノミ觀ルハ大ナル誤リニシテ是レ實ニ事業上ノ內亂ニシテ又全世界ニ對シ最モ誇リトシタル我建國ノ大義タル皇室中心主義及ビ『忠孝』二道ヲ根幹トセル我ガ國民教育及國民道德ノ大本ニ絶体背反シ其ノ根本的破壞ニシテ經濟上倫理道德上ノ絶体ニ隔絶スル事ノ不可能ナルモノニシテ人間トシテノ本分タル倫理道德ヲシテ積極的ニ嚴守、實行者程ヨリ遠ク又ヨリ多クノ幸福ヲ增進スル如ク努力ナス事ハ是レ全ク政治ノ要諦ニシテ當局諸官ノ重責ナル事ヲ思惡化ノ現在ニ於テ一層痛感ス。

政府ハ大英斷ヲ以テ同盟罷業及怠業ヲ絶体禁止スルト共ニ是等ノ主謀者、煽動者及和附シタル者ニハ嚴罰ニ處セラレン事ヲ望ム。

七、勞働者ノ昇進榮達及其ノ階級ヲ如何ニナス可キカ

階級ハ理想トシテ乞數ニ分ツヲ公平トナス可キモ工場主ノ諸間機關トシテノ選擧ニ依リ昇進ノ拔擢ガ指名ニ依ル方法ヨリモ公平且ツ工場統治上圓滑ナル限リ選擧人ノ少數ナル時ハ不公正ナル運動効ヲ奏ス可キ虞レアリ又階級ノ數ハ何レノ事業ニ對シテモ四階級或ハ五階級等全事業ノ統一ヲ計ルガ如キハ絶体不可能ナランモ同種事業ニ對シテハ政府是非統一ヲ計ル可キ必要アリ。

是レ勞働者移動ヲナス可キ必要生ジタル場合例ヘバ從前ノ勤務先ハ四階級數ニシテ移動セル勤務先ニ於テハ六階級數等各種多樣多數多岐ニ亘リ居リテハ從前得タル地位階級ノ証明表示モ全ク無効トナル可キ虞レアリ又後ニ記ス可キ勞働組合ノ賃金保護政策上ニテ困難トナル可キ虞レアリ。

階級ヲ數階級ニ分類ス可キカハ其ノ事業ノ勞資協議ノ上ニテ決定セシムルカ、又ハ政府是レヲ命ズルカ、コノ兩者ヲ選ブ可キナリ。

（圓表ノ如ク）

衡			衡	度		衡	途
キログラム	基	一	カラット	海里	一	液體、瓦斯體、粒狀物ノ取引ニハ用ユ	
トン	千キログラム	一	二百ミリグラム	千八百五十二ノメートル	一	地ニハ不方メートル當トス	
	本	一	寶石ノ重量	海面ノ長サ	一		

© Kyozomekai
© Kyozomekai

大正十一年臨時費收支決算

收入ノ部　收入總類

一金七萬四拾貳圓四錢
内訳
金五萬七千五百五拾五圓參拾錢

支出ノ部

科目	大正十一年度豫算	同決算	備考
第一款 建築費 一項 土地買入費	四、〇〇〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇〇	
二項 建築費	四、〇〇〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇〇	
第二款 雜用費	三、〇〇〇〇〇〇	三、〇〇〇〇〇〇	
一項 技師給	二、一四〇〇〇〇	二、一四〇〇〇〇	
二項 器具費	一、〇〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇〇	
三項 研究費	一、二〇〇〇〇〇	一、二〇〇〇〇〇	
第三款 所費	一、〇〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇〇	
一項 印刷費	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	
同	一、〇〇〇〇〇〇	一、〇

◆公示第四號

左記ノモノ組合定款第十六條ニヨリ原簿記載ノ通リ除籍セリ此旨公示ス

大正十四年一月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

同役員　前田久次郎　杉澤岩治
機械染部員　狩野直三郎　小澤文藏
形那部員　三枝弘之　杉本政藏

◆公示第五號

近時労働問題ニ關シ取締ノ必要上職工徒弟名簿ノ整理ニ過リ居リ依然未登記ノ使傭人有之場合ハ至急其手續ヲ了セラレタシ此旨公示ス

大正十四年一月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

雜錄

◆染業界十三年度實況　各部其業務の異なるに共に固より一定の標路を以て準すべからず或種に於て好況の時も或種に於ては不況を極めたるかの如き實情にありしも總括的に觀察するときは大凡左の如き結果となる

一月　從來不況を續け來りし染物界も本月に入りて初めて弗々注文を見るに至れり而して注文品の多くは木綿織類なるか之れらは關東地方の品不足せる結果と見て可なり絹物類も活氣を呈したるは事實なるも執れも補足的のものゝみにして殆んど利潤を受くる如きものは少なく又當業者も個東向のものには同情心を以て元價同樣の染價にて應じつゝありたり中にも前年より引續く不況の結果爲も打擊を蒙りたるは餘程友仙及模樣染の如き貴澤品に屬するものは甚だしかりし、然れども之等の同業若は組合員總數に比し比較的少なきを以て其生産額は一般染物界の全般に比較すれば先づ前年よりは三割内外の減少と見らるる總じて前の好況時代の情力により磨業又は廢産せしものは少なかりし

二月　例年一二月は年中の最も閑散なる時期なるに拘らず本年中の最も閑散なる時期なるに拘らず本年は之に反し各種染物は執れも

しを以て見るも相當の注文ありしを知る然れども染賃に至りては何等昂騰する處なきのみならず依然前の價格を維持し日用品其他多くの物價が著しき低落をも示さざる今日關り斯業の染價のみ綾絲の下落をは甚だ不合理なるが如きも染業者が久敷休業同樣の不況狀態にありし矢先多少の注文品を見れば互に競爭をなして一反にても多くの注文を受けんと望むの餘り注文主に於ても之に乘じて及ぶ限り掛引をなすより愛に至るものなるも若し當業者が從來の貯庶染料を使用し盡す時機に於ては初めて目を覺して値上げを呼ぶや必ず然れども未綿糸の如きは當異地方の捺染業者の全滅したるより競爭なきのみならず當地の生産能力にも限りありて製品過剰の憂ひなきを以て相當の染價を維持せり

要するに斯業は以上述ぶるが如き實況にありしを以て今後突發なる好況時の現出すべきは望むべきにあらざるも既往の如き休業同樣の狀態に陷る事はなかるべく觀測し本月を過ごしたり

三月　前月以來好景氣を示したるは全く季節柄に似て異例の感ありて其後順調に推移するものとは思はれざりしが果せる哉二月下旬より次第に活氣を失ひ月末に至りては益々閑散を極め殆んど然れども氣候漸次陽氣を加へ人氣浮き立つに至らば多少の景氣は挽回し得らるべきも凡て現時は流行變遷速かなるを以て新機軸を認むるに乏しき染物ゆ如きは到底時勢に添はざるの感あるを以て當業者は執れも苦心焦慮して各人の嗜好に適すべき製品に工夫を凝らしつゝありと雖も斯の如きは單に一少部分に止まり各種染物の上より觀察を下し近き將來に於ては景氣恢復は困難なるべき見込みなり

四月、　前月末不振の後を享け工況思はしからず不況の傾推移せり慨ふに近時一般財界の不振期日を急促し工賃を値切り又仕上げ品に對しては種々の口遊の下に體引を强ひ其だしきは買取を逼り中には圖案を要求し圖案の上手なるもの一枚拾圓乃至拾五圓を要するに五枚も六枚も圖案を作らしめ其中より一枚位の注文を受くる如きものは到底採算立つ筈なし然るに肯仕拂に當

大正十四年度收支豫算

牧入之部

一金壹千貳百參拾參圓九拾錢　區費總額
一金參百四圓四拾壹錢壹厘（注學賃八錢五厘ヲ含ム）　經費
一金七拾壹圓貳拾五錢　基本金利子
合計金壹千六百九圓五拾六錢壹厘

支出之部

一金八百圓　給與
一金參百圓　總會費
一金五拾圓　慶弔費
一金壹百圓　集會費
一金五拾圓　通信費
一金參拾五圓　印刷費
一金壹百圓　講演及視察補助費
一金五拾圓　雜費
一金壹百貳拾四圓五拾六錢壹厘　豫備費
合計金壹千六百九圓五拾六錢壹厘

基本金之部

一金壹千圓　農工銀行債券壹通
一金壹千圓　臨時國庫證券壹通

◆糸紀色染部總會　一月七日午後二時より同部役員任期滿了に就き改選擧會を行ひ終りて同部功勞者山本重之助氏高岡謙吉氏に對し功勞感謝狀及記念品として銀杯一組を贈呈し組合よりは入木組長代理として西田理事出席し記念品授與後祝辭を述べ山本氏の挨拶ありて散會に移り午後八時閉會せり還暦の結果

部長　平居敬之助氏　組員　前部長松田長三郎氏
會計　杉原金四郎氏

餘の値上げを如何に値上げを出すも如何なる事情にても引受けず知り有無相通ずるに至りて無業者の大に苦慮する處なりし本綿物捺染組類は例年よりは仕入時期の後れ居りし爲め各工場共本月に至り大に多忙を極め居たり其他附屬加工業も如上の工況に準じ執れも活氣ある好況を示せり

十一月　前月來低調して順調を持續せり特に商人側に於て引續きたる不況に鑑み仕入品の手控へをなしたる向が其後の生地値高に驚き俄かに冬物春物の見越仕入を試むるに至りし結果友仙物の如きは注文類と多きも年内には仕上げ難を唱へ魯鳥蕉だ遠かしの其他の羽物に於ても相當注文多く趨布の染の如きも現在の製染能力にては到底需要に應じ切れざる有樣なりし然れども未だ經濟界もあり不安を記し得たりと云ふに非れば此[illegible]何時迄持續せらるゝやは疑問たり尚輸入絹約布は支那内亂の影響を受けて大に打擊を蒙りたるとの豫想は全然裏切られ月々製造數量の增加を來しつゝあるは喜ぶべきことなりとす

十二月　本月に入りては意外にも豫想は裏切られ依然不況氣分を示し漸次注文の入込み少なく執れも意外の閑散を呈せりと雖も綿糸の如き基礎の一方に於ては[illegible]せり爲めに市場の實行一類種を來たし商人之に鑑み地方注文以外の仕入をなさず相布類[illegible]不況より賃行錢く活潑なる商取引なき爲め一方に於ては沈滯する一方にて前途は只五里霧中にうしが年末に際し終に後復の期待なく本[illegible]を終へたり

◆友仙部組合　友仙部組合員は去る七日總會を開催し十三年度に於ける食決算をなし次で十四年度豫算を議し左の通り確定せり

大正十三年度收支決算

收入之部

一金參百才貳錢八拾貳錢壹厘　大正十二年度繰越金
一金六百二十五圓八拾錢　一等區費五百十六ヶ月
一金貳百貳拾圓八拾錢　二等區費二百七十六ヶ月
一金貳百貳拾圓八拾錢　三等區費五百二十五ヶ月
一金貳拾錢　四等區費七百二十三ヶ月

支出之部

一金七百四拾五圓　給與
一金六百六拾四圓五錢　總會費
一金參拾圓　慶弔費
一金四拾八圓參拾壹錢　集會費
一金五拾壹圓七拾七錢　通信費
一金拾壹圓貳拾錢　印刷費
一金貳拾四圓參拾參錢　雜費
一金貳百參拾九圓四拾壹錢壹厘
合計金壹千八百拾四圓七錢壹厘

大正十四年度收支豫算

牧入之部

一金壹千貳百參拾參圓九拾錢　區費總額
一金參百四圓四拾壹錢壹厘（六拾五圓ヲ含ム）　經費
一金七拾壹圓貳拾五錢　基本金利子
合計金壹千六百九圓五拾六錢壹厘

支出之部

一金八百圓　給與
一金參百圓　總會費
一金五拾圓　慶弔費
一金壹百圓　集會費
一金五拾圓　通信費
一金參拾五圓　印刷費
一金壹百圓　講演及視察補助費
一金五拾圓　雜費
一金壹百貳拾四圓五拾六錢壹厘　豫備費
合計金壹千六百九圓五拾六錢壹厘

基本金之部

一金壹千圓　農工銀行債券壹通
一金壹千圓　臨時國庫證券壹通

◆營業稅申告取扱　例年の如く營業稅申告は一月中に稅務署へ申告すべき筈に就き希望の向きは印形持參當組合事務所へ出頭せらるべく初めて國稅に編入せらるゝ分は土地建物の坪數及等の總讀をなし次に

二染業視察員を派遣すること

右は各地方に於て染業の發達は著しきものあり其生産品も長足の進歩を示し居れば組合より各地へ當業者を出張せしめ實地を視察せしめて參考とし京染の發展に資せしめんとするもの又一方商外朝鮮滿州南洋地方の染物に關する各種の調査をなし之れらに對する染業者としての將來方針を求むるの必要上十三年度の經常費勞業の項目に於て海外出張費に壹千圓内地出張員に五百圓を支出し經費を補助せんとするものなるが其視察員の資格及視察要項は更に定むるものとし本件の決議をなし更に

三各種博覽會に贊同出品する事

本年三月廿日より例年の如く岡崎に於て優良國産品博覽會及四月一日より鳥本市の催しに係る修本國産品共進會其他神戸に於ける絹業博覽會東京に於ける寄產品博覽會等各種の催しありて夫れ〳〵主催側の交渉を受け居るか京都には博

北口巳之助氏　土橋佐太郎氏
大久保與三吉氏　杉原國三郎氏
松村勝之助氏　佐々木榜三郎氏
藤本　金藏氏　小川　捨吉氏
小谷　源吉氏　中村喜三郎氏
寺井秀次郎氏　林　作藏氏

◆營業稅申告取扱　例年の如く營業稅申告は一月中に稅務署へ申告すべき筈に就き希望の向きは印形持參當組合事務所へ出頭せらるべく初めて國稅に編入せらるゝ分は土地建物の坪數及一年間の生産高を調査し申込まるべし然らざれば手續上困難なり

◆評議員會　去る十一日午後二時初めの評議員會を開き左の問題に就て協議せり

一職工徒弟表彰式

右は毎年一月廿日を以て式日を定め組合員の使傭する職工徒弟に對し其奬勵年限を終了したるものには修業證書及徒弟職工中の善行者に對しては善行表彰狀を附與するものにして本年度は修業證を受くるものは八十二名褒賞狀を受くるもの四十五名を旌表するものにして式場は組合樓上は狹隘にて多人數を容れ難きに依り商業會議所を借受くること其他來賓には賞餐を饗する等の協議をなし次に

二染業視察員を派遣すること

右は各地方に於て染業の發達は著しきものあり其生産品も長足の進歩を示し居れば組合より各地へ當業者を出張せしめ實地を視察せしめて參考とし京染の發展に資せしめんとするもの又一方商外朝鮮滿州南洋地方の染物に關する各種の調査をなし之れらに對する染業者としての將來方針を求むるの必要上十三年度の經常費勞業の項目に於て海外出張費に壹千圓内地出張員に五百圓を支出し經費を補助せんとするものなるが其視察員の資格及視察要項は更に定むるものとし本件の決議をなし更に

三各種博覽會に贊同出品する事

本年三月廿日より例年の如く岡崎に於て優良國産品博覽會及四月一日より鳥本市の催しに係る修本國産品共進會其他神戸に於ける絹業博覽會東京に於ける寄產品博覽會等各種の催しありて夫れ〳〵主催側の交渉を受け居るか京都には博

値を以て引受けらるゝを例とし甲は五圓にて引受けると云ふ乙は四圓と云ひ互に仕事のなき所より採算を忘れて引受[illegible]果往々染賃を下落せしめたりと云ふ[illegible]業者に於ても其不利を覺り染賃の協定をなしよ[illegible]行は不充分ながらも何等かの標準は定め置くの[illegible]ありて協議を凝らしたるも具体的案の[illegible]困難なりし

八月　本月に入りては[illegible]の仕入時期の事として各種染物共多少活氣[illegible]は當然なるも染値段の點に至りては實に本來に比し閑散ならぬ程低下し例へば從前捨置[illegible]のものが現在四圓見當に下落せる今日迄[illegible]繰きたる純益に至ては到底採算し得ざる狀態にありされば前月末組合に於て友仙染値段の協定をなし混亂以前の二割上げを正味として[illegible]先に對し交渉し略々其諒解を得て幾分の値上げ實現を見たり本月に入りては各種染物の實況は不振ながらも季節に入れる事として多少の[illegible]生じたるは生糸値段の昂騰も幾分之れに影響したるが如く見受けられたり、

客月下旬より多少[illegible]を見直したるの觀ありと雖も之れ季節柄普通の現象にして敢て喜ぶべきものにあらず然[illegible]生糸相場の昂騰を持續せるより幾分仕入[illegible]人も安心の體にて弗々染注文を出すに至れる[illegible]れを前月に比すれば優に倍額以上に達せる狀況なり隨つて染業者は久しく閑散時[illegible]を耐へ忍び來りたる事として組織裁れに論なく注[illegible]さへ見れば値段の如何を問はず之れを引[illegible]焦る結果工賃舊に復せず未だ不引合のもの多きを免れず殊に染料も次第に高價を稱へられつゝあるを以て月末勘定の時期に至らば[illegible]面に紛議を生ずべく豫想せられたり

十月　前月以來[illegible]好況を呈し來り特に夷講賣出品としての見[illegible]入[illegible]幅浸し意外の活氣を呈けたり固より夷講賣出しの如きは一時的の現象にして永續すべきものに非るも一般人氣の上に及ぼしたる影響は至大なるものなりし而して友仙物模樣物の如きは從來久しく不況を續け來りし結果品不足を告げ特に繁忙を極の染値段は他商品の騰貴するに比し正確なる標準値を得る能はず注文主との間に正に交渉を重ねたるの[illegible]

品少なき爲めかゝる不利なる條件にても引受けざれば全く仕事なきことゝ[illegible]れり爲めに職工の轉職するもの亦尠からざりし

五月　染物界の實況は日に月に不況を呈し依復期は豫測し能はざるも當時に於ては近き將來には期待し得ざるものとせり而して生糸相場の變動は忽ち斯界に影響を示すべき事柄なき所なるも之れ亦急激に相場の立直りを見るは不可能の事なりと思はるるは商人側に於ても愛に注意を惹き下落するに從ひて仕入品の手控へをなすは固より能々止むを得ざる必要品の注文を受くるに非れば染出しを閑散を極め手を束ねて其成行に任せ居たり然れども物價は依然として下落せざるを以て思想の惡化に傾きつゝある矢先き素もに職工給を減じたり又は解雇することも種々の紛議を醸す恐ありて當業者の窮境や實に言語に絶するものありし

六月　打續く財界不況の影響を受けて染業界は益々沈衰狀態に陷り注文品は減少の一方にして各工場は概ね休業の止むなきに至れるを以て比較的多數の使用人を有するものは之が處置に苦しむのみならず使用人自身も無聊に苦しむ所到りたるも固より大したる成績を得るに足らざるは勿論傭主は反つて之れが始末に苦しむ狀態にあり殊に近時政府が外國染料輸入の制限をなしたるより染料價格は引續き一方なれば染價は騰貴するを至當とするに拘はらず注文主は唯不況を口實に僅少なる染注文に對しても値切りたる上に尚歩引を强ゆるを以て現在に於ては寧ろ徒食する方優れりと云ふの實際にありたり中には比較的資本豐富なるものは使傭人を遊ばし置くよりは見込仕入品を作り發賣回復の時期を待ちて賣出す計劃を爲すものなきにあらざるも其は十指を屈するに過ぎず其他は概して悲境に神吟するの現狀にありたり

七月　引續き不況狀態を脫するを得ず一般に三月以來漸次多調を迎れり中には仕事の無き所より從來の得意先に對し注文取りに廻るもの多く得意先に於ても現に必要と云ふには非るも從來よりの關係もあり値段さへ安くばと思惑的の

© Kyozomekai

一般に此事柄は簡易な次の様な試驗を行へば容易に知り得らる。

直接木綿染料

此種の染料が他種染料と異なるは染揚げて幹種の濃度を持つ事である。夫れが又比較に便利の點でもある。そして濃色の場合よりも淡色で比較する方が容易に判斷し得らるゝを認めらる即ち此種染料の比較用には大都分一%にて染色し、茶、黑、ネビーブルー、コードバンは二%グラムリンク及び顔色黑は三—四%で染色する。

茲に述べやうと思ふは或一定の金額に對して幾へへ得らるゝ染料の數量が最も良く其價値を表はすかを調べるのにある。此染料比較試驗方法では染料の濃度は價格に逆比例して染まるから何れが目的の色相を得るに最も安價なるかを定ひるに容易であるて同時に光澤及溶解度等も判斷し得らる。

綿糸十グラムを取りコード油又は曹達灰の稀溶液にて煮沸し精練を行ふ。

各染料一グラムを取り温湯にて溶解した後水にて之を五〇〇CCに稀釋す。然らば此液一CCは染料の五百分の一即ち〇、〇〇二グラムを含むのである。

試驗しやうとする染料の分量を算出するには次の式に依る。

見本A　ダイレクトブラック一斤九拾錢
見本B　同　一斤壹圓

の二種ありとし其關係は

A：B＝B：A　或は90：100＝x：10

xはAを二%とした時Bの之に相當する分量であつて一、八%となる。

今十グラムの綿糸を染むるとせば其二%は〇、二グラムであつて其一、八%は〇、一八グラムである。

染料溶液は其一CCに〇、〇〇二グラムの染料を含む故に用ふべき分量はAの〇、二グラムを〇、〇〇二グラムで割りて一〇〇を得、Bの〇、一八グラムを〇、〇〇二で割りて九〇を得、此一〇〇及九〇は次に採るべきCC數である。

之れをシリンダー（ビペットを用ふれば一層正確）に計量し各別のビーカーに入れ二%の曹達灰即ち〇、二グラムの曹達灰を加へ、全染溶液を加へ染浴を作る。

糸及食鹽二十五%を各染浴に加へ無沃加熱し四十五分間沸騰に於て煎作し、引揚げ水洗乾燥する。

此処いた糸について比較すれば最も濃色の方が其價格の最も安値なるを表現しているのである。

此方法は直接木綿染料の何れにも適用せらるゝも染料の量は適宜變更すべきである。又グリーン、ネロー、及多數のブルーには曹達灰を省く方が宜い。尚アイス染料の時にも實際に應用している藥品の分量を酌酌してダイアゾ化し顔色し比較に供し得る。

此試驗に於て染料を直接に必要量だけ秤りて取れば一層手早く行はるゝであらうと思はるゝが溶液として取りたる方が正確な比較を爲し得らるゝ、何んとなれば溶液とした場合は秤量に少しの誤差がありても夫れは全溶に及ぼすから少部分を取れば試りは極めて少さくなるからである。尚引續き比較試驗を爲す場合に再び秤量の手數を省き得る。同樣に曹達灰其他の藥品も難め溶液として其含量を算出し表示して置くと便利である。例へば食鹽二〇〇グラムを水一、〇〇〇CCの中に溶解した液は其五〇CC毎に一グラムを含有する事となる。曹達灰、芒硝は一〇〇グラムを水一、〇〇〇CCの中に溶解して置くと其一〇〇CCは一グラムを含有する事となる斯くすれば其液の〇〇CC數は含有量と相關的に表はし得られて便利である。例へば一〇グラムの可染物に二%の曹達灰入用とあれば其溶液を持て來る一〇〇CC中に一グラム含む故に一〇〇CCの〇、二は二〇CCである。二〇CC中には〇、二グラムを含んで居る、夫れで二〇CCを直ちに取ればよい。

一般に黄色は其濃度を比較するに困難のものであるが此時各染浴に同量のブルー染料を加へて染色せば容易に判斷し得る樣になる。即ち斯して得た見本を乾かし其帶黄綠色の比較を行ふ濃度光澤等を判別する。最も黄味ある方が黄色の濃度強きを表はすは是れは一般他種媒の黄色染料にも應用して良い結果を與へる。

鹽基性染料

綿糸十グラムを取りて精練を施したる後五%氏百八十度とし此内に可染物を入れ冷却しつゝ少なくも一時間處理す。引揚げ平均に絞りて次の固著法に入る。

二、五%の吐酒石を溶解したる冷浴に二〇—三〇分間固著を行ふ。

此試染は均等に行はないと染斑を生ず、固著後よく水洗し直に染色するか又は乾燥する。

乾燥したものは後の用に供し得る。

染料を溶解するには所要液量の半分の温湯を加へ良く溶解するや否を檢し若し溶解し難ければ少量の醋酸を加へる。同時に他へも同量の酸を加へねばならぬ。溶液は全容を五〇〇CCとし必要量を計量して取る（ビペットを用ふるとよい）そして醋酸（三〇%）三〇を各ビーカーに加へ染浴は三十倍の液量とし可染物を入れ冷浴にて十五分間操作し次で適當度まで昇温し其温度にて十五分間操作し熱を去り尚其まゝ十五分間操作して後引揚げ輕く水洗し絞りて乾かすのが最も良い。淡色の場合が濃色の場合よりも比較し易い事を心得ねばならぬ。ビスマークブラウンは此種染料の内最も普通のもので常に四分之三%で比較せられて居る。此染料は不溶解物を含む事が多いから溶解性に注意すべきである。

普通の鹽基性染料染色に適當なる温度を左に示す。

ビスマークブラウン	華氏一〇〇度	
オーラミン	同　一〇〇度	
ローダミンビー及六ヂー	同　一〇〇度	
マラカイトグリーン	同　一三〇度	
クリソイジン	同　一二〇度	
マゼンタ	同　一〇〇度	
メチールバイオレット	同　一二〇度	
クリスタルバイオレット	同　一二〇度	
メチレンブルー	同　一四〇度	
ビクトリアブルー	同　一六〇度	
サフラニン	同　一〇〇度	

バット染料

バット染料の多くは泥狀となつて居るから使用前良く振盪して見本を取らなければならぬ。十グラムの生綿糸を取りコード油を加へた水に二十五倍量に薄めて使用す。次表は實驗室にて行ふに適する染料、藥品の分量及び適當の温度である。

染料	%	温度（華氏）	苛性ソーダ（六度ボーメ）	硫化ソーダ（結晶）
インダンスレンブルーGCD	五	二〇〇	一、六CC	一、五
〃 エローG	五	一四〇	一、六CC	一、五
〃 ブルーBO	五	一四〇	一、六CC	一、五
〃 ダークグリーンB	一〇	一四〇	五、六CC	一、五
〃 バイオレットRB	一〇	一四〇	一、六CC	一、五
〃 ブラックB	五〇	一四〇	一、六CC	一、五
〃 黑	一七	一四〇	三、三CC	三

黑は染色後漂白粉液（華氏三度）に三分間通じて發色せしむ。此表は見狀を用ひた時であつて標本板から引用したのである。

インジゴを用ふる場合は苛性曹達（二〇%）二、五グラムにサルフライト五グラム苛性曹達液（ボーメ三十度）四CCを加へ其量を二十五倍となす事前の如く、可染物は十グラムを取り冷液にて一回の浸漬を五分間とし試驗す。

酸性染料

酸性染料は通例一—二%の濃度にて染色し比較する。

絹毛糸五グラムを取り食鹽の石鹸浴（華氏百二三十度）にて精練し、良く水洗後染色に供す染料は〇、五グラム乃至五〇CCに溶解すれば其五〇CCは五グラムの可染物の一%に相當する染料を含む。一〇—二〇%の芒硝と適量の酸を加へ染浴の全量を四〇倍とす夫れで此場合は二百CCを取る。

此種の染料は各染料の性質によりて其染法と助劑とが異なる故に共通の標準を示す事は難い醋酸、蟻酸、硫酸、醋酸アンモニア、酸性亞硫酸曹達は普通に用ひらるゝ助劑である。此内醋酸は最も弱く作用し、硫酸は最も強く作用す。其中間にあるものは蟻酸である。アンモニア鹽は熱せらるゝと漸次にアンモニア酸に分解して普通の方法では得られない均等に染料を吸收せしむる作用を持て居る。

配合に使用していた染料を他の染料と取換へる時は強め新染料と他の染料と配合して染色を染色し均等に染まるやを調べて置く必要がある時には見本を調べて置く必要がある

京都染物同業組合月報

第二百十七號
大正十四年二月二十五日
印刷人　新野貞恵
発行兼編輯人　森本文次郎
京都市左京区出町通下ル
発行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第六號

左記ノモノ職工徒弟ニ來ル鯛結シ又記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

大正十四年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

紺鳥譜色染部員立川久一徒弟
糸絡色染部員松田六三郎
友仙染部員野田林之助
〃　〃　〃　

金六拾貳圓拾錢　會議費
金八拾圓　雜費
金貳拾五圓八拾錢　雜給費
金五圓四拾九錢　通信費
金壹圓六拾五錢　印刷費
差引金六百參拾五圓貳拾貳錢　聖年度へ繰越

大正十四年度部經費收支豫算

一金八百五拾參圓五拾錢　收入總額
內　譯
金貳百拾五圓貳拾八錢　部經費微收高
但參拾五圓貳拾八錢
一ヶ年五圓四錢　一等七　戸
丸拾六圓六拾錢
同　四圓貳拾錢　二等二十三戸
六　拾　參　圓　三等二十一戸
拾九圓八拾錢
同　壹圓八拾錢　四等十一　戸
參圓六拾錢
同　壹圓貳拾錢　五等三　戸
金六百參拾五圓貳拾錢　前年度繰越金
一金八百五拾參圓五拾錢　支出總額
內　譯
金九拾六圓　會議費
金八拾圓　雜給費
金拾參圓　通信費
金六　圓　印刷費
金貳拾四圓貳拾八錢
金六百參拾五圓貳拾錢　雜費
色彼部十三年度決算
一金五百四拾圓九拾壹錢　收入總額
內　譯
金四百五拾四圓九拾錢　部經費微收高
金五拾九圓四拾壹錢　前年度繰越金
金貳拾壹錢　組合奬勵金
金貳圓六拾錢　預ケ金　利子
一金四百七拾壹圓七拾錢　支出總額
內　譯
金壹百圓五拾錢　修養　會費
金參百參圓拾錢　總會費
金拾參圓拾錢　會議費

金壹圓參拾參錢　通信費
金六圓八拾九錢　雜費
差引殘金六拾九圓貳拾壹錢

絹帛諸色染部十三年度部經費決算

一金百六拾六圓　收入總額
內　譯
金拾七圓　前年度繰越金
金百四拾九圓　部經費微收高
一金百四拾六圓　支出總額
內　譯
金拾　圓　文具費
金參拾七圓　事務費
金拾　四　會議費
金參拾六圓　賞與辨償
金參拾參圓　備人費
金貳拾貳圓　雜費
差引金貳拾貳圓　聖年度へ繰越

大正十四年部經費收支豫算

一金百六拾參圓　部經費收入高
內　譯
金百四拾參圓　賦課等級別
金貳拾貳圓　前年度繰越金
一金百六拾參圓　支出總額
內　譯
金拾　圓　文具費
金貳拾五圓　事務費
金貳拾五圓　印刷費
金貳拾五圓　會議費
金貳拾五圓　雜費
金參拾六圓　備人
金貳拾貳圓　給費
金貳拾七圓　雜費

模樣染部十三年度部經費收支決算

一金貳百七拾七圓貳拾貳錢　收入總額
內　譯
金百五拾六圓五拾錢　部經費微收高
金五拾四圓七拾錢　前年繰越高
金七拾圓　組合補助金
一金貳百貳拾貳圓六拾四錢　支出總額
內　譯
金五拾六圓〇四錢　會議費
金參拾四圓六拾錢　雜給費
金參拾四圓六拾貳錢　通信費
差引金五拾四圓五拾八錢　雜費

模樣染部十四年度部經費收支豫算

一金參百〇七圓拾八錢　收入總額
內　譯
金百八拾貳圓六拾錢　部經費微收高
金七拾圓　組合補助費
金五拾四圓五拾八錢　前年度繰越
一金參百〇七圓拾八錢　支出總額
內　譯
金百六拾五圓　鍵技會費
金七拾五圓　會議費
金拾貳圓　通信費
金參拾圓　雜給費
金貳拾五圓拾八錢　諸雜費

賦課法

金參拾七圓五拾錢　一戸一ヶ年貳圓五拾錢　一五戸
金四拾貳圓　同　貳　圓　二一戸
金四拾九圓五拾錢　同　壹圓五拾錢　三三戸
金參拾六圓　同　壹　圓　三六戸
金拾七圓六拾錢　同　八　拾　錢　二二戸
以上賦課額ハ上半期下半期ノ二期ニ分チ徴收ス

試驗所記事

ナフトール絳の染色法

不溶解性アゾ染料の代表パラ赤の染色には種々の缺點がある是を修正せんが爲に獨逸國グリスハイムエレクトロン化學會社がナフトールASなるものを製出し一九一三年世間に紹介して以來約十年當時は染工貨の不廣なる故を以て一般に用ひられなかつた樣である

其後同種の下清劑の種類を増すと同時に應用法も新に考へられ且顏色劑の研究も本大に發達

顏はし得るに至りたり。

左に下清劑と顏色劑の目今までによりて生ずる色相の也なるものにつき概略を列擧する

顏色劑の種類　下清劑

ファストオレンジRベース　橙　ナフトールAS
〃　〃　〃　

然して四、ニトロ、二、アミノトルエンをダイアゾ化する時の變化は

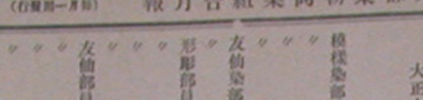

であるて四、ニトロ、二、アミノルエンの一五二グラムには亞硝酸曹達六九グラム及鹽酸七三グラムを取る斯くしてダイアゾ化の完成したものは二六三グラムのピタオキレナフトイク酸アニライドと結合して赫色を表はすのである、茲に醋酸曹達は過剰の鹽酸を中和する爲使用せらるゝもので前記の分量の鹽酸に對しては二七二グラムの結晶を用ふれば充分であらふ、此使用量は最初に用ふる鹽酸の量に關係するものである。硫酸アルミナの働は種々であらふが主どする處はナフトールA8が綿布に吸収せらるゝと同時に過剰の苛性曹達も吸収する、此曹達を中和するの目的であるダイアゾ化液中に苛性曹達が持ち來たされ其量が多くなると全く發色せざるに至るは實見する處である、是を防ぐ爲ダブルユ、クリスト氏はダイアゾ化液に硫酸苦土を混入し此害を防ぐ方法を提案した、夫して茲に生じた水酸化アルミナを容易に除去せんには石鹸洗の前に刷酸浴を通ずるを可なりと云はれてゐる。

食鹽はダイアゾ化合物の溶解度を減少する作用の外ナフトールがダイアゾ化液に溶出するを防ぐに大切な効力を有する。

顔色工程

ナフトールAS類は下漬後の乾燥を省略して完全發色せしめ得るの特徴を有する工程を上あ類には可なりと爲すも布類を連續染色又ど行ふには種々の面倒を生ずるから中間乾燥を行ふを便とする。何れにしても下清液と顔色液が可染物に吸收せらるゝ割合及下漬劑が吸着する分量を實際測定して其兩者が恰も化合發色に過不足なき樣可染物に應じて決定せねばならぬ、夫れには茲に擧げた樣な化學式を參考すべきである尚考ふべきは顔色劑が化合量以外に生地に附着して持ち出さるゝ事である。

マーセライズした綿布は其程度に應じて非常に良く吸收せらるゝが光澤を傷ふは注意せねばならぬと思ふ、要するに是等を程よく調節し前述の各藥品の性質効用等を考慮して適當に應用し初めて經濟的染色を行ひ得る譯である。

染色製品はバラ赤に用ふる裝置を其まゝ使用し得るを以て說明を省略する。最後に其捺染に就て一言したい。捺染に於ては下漬を全く前の如く行ひ顔色劑を含む濃厚な液で花印すれば良いのであるが其の目的の爲めに特に便利な製品がある、夫れは「ラピットファストレット」(Gr. E)「ラピットファストスカレフト」(Gr. E)等の名稱にて市販に供せらるゝもので一種のニトロサミン即ち顔色劑をダイアゾ化し、夫れがタブリングしない樣安定な狀態にあらしめて、ナフトール類と混合せしめたものである、是を捺染糊と混合して捺染し醋酸の薄ひ液又は重クローム酸鹽に通じて發色せしむるのである。

以上はナフトールを用ふる不溶解性アゾ染料染色法の大法であるが其理論及實際は未だ初歩のものである。

幸に是を絹布糸の方面に實驗を試みられん事を。(完)

絹綿布毛斯寫染
白上ゲ用胡粉代用(壇化蓚土)白色染料
友傳着尺柄末糊配合白上ゲ染
亞鉛末代用B印純白鮮明染上
絹綿布毛斯生地增量兼染付用
紋羽二重地模樣摺上染出シ用
昨春輸入以來白上ゲ鮮明且又經濟ナル原料ニテ意外ノ好評ヲ博シ多量ノ御注文御取引ヲ願居候何卒各位御試染ノ上御用ハ願上度染法配合量說明書進呈仕其他詳細ナル染法ハ御會談見本品ハ送付申上候也
友傳着尺小色糊配合浮上ゲ染
拔染糊配合浮上ゲ式捺染仕上
友傳更紗胡粉置代用糸糊用
其他各應用法
住 京都市三條通堀川東入
竹谷染料店
電話中三八一一番
振替口座大阪九五一二番

ゆうぜんせう板
用材土佐産
友仙染器具一切
其他
建築請負
本店 下京區岩上通錦小路上ル
瀧澤商店
同千本通二筋西綾小路下ル
工場 ㊂ 工場
特別安價
廣狹望次第

京都染物同業組合月報
第二百十八號
發行兼編輯人 新野貞豊
印刷人 森本文次郎
京都市堀川竹屋町下ル
發行所 京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第八號

左記ノモノ職工徒弟ノ契約ノ締結シ登記ノ手續ヲ了レタリ此旨公示ス

大正十四年三月十五日

京都染物同業組合
組長 八木伊三郎

模樣染部員佐野宗次郎弟 大塚仁作
〃 佐野三之助
〃 田野豊仁
友仙染部員小西勇次郎弟 吉川秀治
〃 小島才吉
形彫部員 中村樹三郎 山崎貞之助
〃 豊田結一
〃 岡村力治郎 松田常一
〃 小林夏次 平本種次郎
友仙部員 奥村與三郎 吉川祥三
〃 橋本新助
〃 作田正
〃 黄田喜久男
〃 木村四郎
〃 川瀬清次郎 日出松
〃 磯貝日出松 山田源吾
〃 野原敏雄
〃 川瀬清九郎
〃 小野清
〃 野原長次郎
〃 佐久間安太郎
〃 高木源次
〃 酒井義雄
〃 大野政一
〃 西村とよ
〃 尾畑竹三
〃 湯浅斗郎
〃 [illegible]
浸部調整部員 [illegible]郎
友仙部員 佐藤源吉
〃 古山象信
〃 北島清太郎
〃 職工 伊藤新一
〃 北島藤市
〃 彌栄真二
〃 神宮司儀治
〃 田中末造
〃 山口勇次
〃 小西勇次郎徒弟

◆公示第九號

左記ノモノ組合定款第十六條ニヨリ雇傭契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十四年三月二十五日

京都染物同業組合
組長 八木伊三郎

綢習部員 森田源七徒弟

◆公示第十號

部長任期滿了ニ付改選擧ヲ行ヒ當選セシ部長左ノ通リ就任セリ此旨公示ス

大正十四年三月廿五日

京都染物同業組合
組長 八木伊三郎

米糠部長 小林重次郎
張物部長 横江善次郎 副部長 和田榮太郎
綢叢部長 芝竹次郎 同 辻村貞次郎
浸部調整部 同 同 八木市次郎
糸絽色染部 同 氏名訂正 松田長三郎

雜錄

◆海外視察報告

左の記事は昨年海外視察に赴かれたる織物株式會社々長舟阪八郎氏の寄稿に係る組合員の必讀すべきものとして掲載す

歐洲産業の分野に顧みて

舟阪八郎

一、競爭は進歩を生み、發達を促進すると申しますが、競爭に伴ふ弊害として、相互に罔き相食む樣な事に陷り易く、かゝる場合に於ては、到底眞の進歩發達は望み難く、結局共倒れとなるのがおちであります。眞の發達進歩を期するには、先づ相食み又相浸さゞる方法と組織を完全にする事が、先決の條件であると考へます。

國と國とが競爭する時、甲の國内の總てが組織立ち、統一してゐるに反し、乙の國内は不一統一であり、不規律であるとすれば、對立上乙は甲に打ち勝ち得る筈は到底ありませぬ。

これを生産事業に就て見まするも同樣でありまして、國内の生産事業が、徒らに爭奪を演じ同志打ちをしてゐては、對外的競爭に打ち勝ち優越の地歩を占むる事は不可能であると信じます。

同業者の派はしき對立、情なき競爭、見苦しき爭奪が續けられてゐる我國を外に、私は最近歐米各地の織物界を見て參りました、時に歐洲方面に於ける斯界の現狀と、我國に於ける斯界の現狀とを對比致しまして、切に感する處が多大であります。

歐洲の主産地に在つては、何れの國を見ましても、大抵一業一地方々針でありまして、其國内の數ケ所に於て、同業相食み相打ち合ふ如き競爭は跡を絶ち、その分野なり組織なりが、明確に整齊統一されて居ります。そしてこの分野や組織に對しまして、政府は勿論の事、當該地方に於ける教育機關、商業會議所、同業組合、金融機關と言ふ如き各團体が集つて一致し、不顧の指導と助長をなし、いかにして此等の生産が其存共榮の下に發達すべきか、又はいかにして對外的優者となり得るかに就て、熱誠努力致して居ります。その有樣は恰も軍事當局者が常に假裝敵を設け、陰に陽に虚々實々の對應策戰を講じ、寸時寸隙の油斷がないのと同樣なるものありさまで感じました。實に吾國の産業に於ても、一度國と國との對立上のことを聯想致しますれば、軍事當局者と同樣なる一定の國策があるべき筈のものと愚考して止みませぬ。

二、歐洲工業界を見て參りますと、之等の色彩の美も鮮明なのは、佛蘭西と伊太利であります先づ佛蘭西に就て見ますと、世界一の組織生産地であるリオン市及び其附近は、主として婦幅の純絹美術若しくは高等織物のみを産出して居りまして、決して他の雜織物などに手を著けて居りませぬ。その隣りのサンテチエンヌ市は、專らリボンのみを生産し、市立織物學校の如きも總てリボンの生産に必要な科目のみを教へて居ります。巴里の北方アミアン市は、全市總天鵞絨、即ちコットンベルベチン本位でありますから、其市の織物學校もこれのみを教授し、一年位で修業せしめて立派に實地作業に從事して居ります。更に北方のリール市は、有名な麻糸麻布の生産地でありますから、それ以外に種類の異つたものは作りませぬ。機械工場とか、加工工場なども、總てこれに關聯したものばかりであります。この隣りのルーベー市は、中等以下の裝飾品に用ひられる絶ゴブラン織又其敷物及びその原料糸の生産のみをやつて居ります。ルーベー市に隣接したフールコアン市に行きますと極細高等なる毛織の生産のみに從事して居ります。よくも斯くまで區劃を鮮明にしたものと見受けます。

以上の如く一地方一地方の色彩が異つて居りまして、リオンでやつてゐる織物は、決して他にはありませぬと同樣にサンテチエンヌ以外にはリボンをやつて居る處はありませぬ。即ち各地が相浸したり、又は仕事を相奪ひ合つたり、惡競爭をする樣な事は、同國内に於ては夢にもありませぬ。たゞ敢對行動は一に外國に求むるのみであります。それ故に前にも述べました如く當該地方の教育機關を始め、商業會議所、各組合、實業團体、原料檢査所等の如き各專門分野の色彩の下に、各充分に機能を發揮し、發達の助長に精神を集注致して居りますから、分野は愈々整齊統一されて、相互に與へられた能率を發揮し、特色を擴伸して居る結果、各自分の申合せとか決議とかいふものも、一致的行動が取れ得まして、何れも安心して專念に從業する事が出來まするが故に、發達は顯著であります三、巴里滯在中、一日大使館參事官の杉村陽太郎氏に面會致しました。同氏とは君が先年リオ

在遼中にも一所度向舞した事があるので、此度佛蘭西に於ける工業の分野に就て、私の所見を述べました處、同氏の申さるゝには「それには自分も思ひ當る事がある。即ち十数年前佛は佛國に六七年間留学したが、其當時國内諸工業に對する佛國政府の方針を確定すべく、時の政府は市町村「調査を發して、其他に對する「工業」是又は「商業是」を樹立すべく、大々的に調査を命じた。この調査は在來の商工業狀態を網羅して、考究調査せよと言ふのである。そこで各地方の有力團体の人々には、審議精査を重ねて決定せるものを政府に回答し、更に政府はよく之を会議の結果、それ〴〵地方々々に對し最も必要適當なる商工業種別を評決したるものを議案とし、再び地方に移牒し、地方團体ではそれが適當であるか否やを再び十分に考究評決の上、政府に回答し、政府は此決定に對して、始めて一大產業方針を決了したのである。即ち君の言ふ現在の分野がそれである云々」……とこのお話によりますれば、同國工業の分野、それに伴ふ統一的の組織は、自然によりて區劃が付いた點は固よりあるのですが、更にある機會に政府が國家的立場から將來の發達を期するために策立したのであります。實際かゝる狀態に對しましては、其國中央政府に國内產業是の一大指針が完全に統されて、動きなき方針經營の下に、當業者の發展進行すべき大方器の確立されてあるべきものと存じます。

四、獨逸の產業分野は、蓋し佛蘭西よりも風に區劃が整然として居るものと存じます。主なるものを挙げますれば、クレフエルドでは絹天鵞絨及び廣幅絹帛業、ミユヘンクラフドバハでは起毛織物、バルメンではリボン織物、エルベルフエルド及びフランクフールト地方では染料化學工業、ケムニツツでは紡織機械工業、チユーリンゲン、ザクセン、ドレスデン地方では陶器業、ニユールンベルグ及びゾンネベルグでは玩具業、ラインランドでは製鐵業、ライプチツヒでは木學器業、ボルフハイムでは美術工藝製作品——と言ふ如く、割然と區域付けられこれ亦佛蘭西同様に、其内國に必なき仕事の奪ひ合ひや悪い競爭を見ませぬ。獨逸政府に於きましても工業の分野に對しては、十分に留意為らんものと見ゆ。年々勞働者からは精密なる工業生產の分野圖が發表されて居ります。これによりますと同國の工業を色彩別とし、生產種別と其生產金額とを詳細に示し、一目瞭然に知り得る如く工業界の現狀を鑑圖としたもので、當業者の發展向上を寄さしひる上に、好參考たることを失しませぬ。單に製造工業のみでなく、農業林業に對しても同様の分野圖を發表して居ります。

端西、伊國の如きも申合せた様に、產業の分野は明らかであります。端西と伊國に就て見ますと、パール市のリボン業、フーラツツ又はウインタルフールの廣幅絹織布業等の如き、斯の如き小國でさら一地方一業の主義を採用して居ります。又伊國の絹帛業はローモに、織布業はベニース附近に、織毛織織物はミラン地方に營業されて居り、其他大本帝國に於ては、絹帛工業地として、たゞ一のマツクレスフイールドがあるのみです。かくして國内の東西が無意味に相爭ひ、南北が徒らに相闘ひ、混戰氣擊するの愚を拚して、一意對外的發展に專念沒頭することは、何れも其跡と其型とを同じくして居るのを見ても判ります。こゝに於て有無相通じ、大小相鎖りつゝ指導機關や金融機關や其他總ての助長團體が、各々意義ある徹底したる行動が取り得るのであり、其に安全に且つ確實に生產事業の發達が期し得られるのであると思ひます。

五、これ等の實狀を見ますと、恰も名將良將が大戰爭を開始するに當り、多勢砲工各々其部署を明白にし、統一されたる陣容と隊形を以て、旗幟鮮明堂々と對陣するかの如くであります。或は閧甚に例へると、眞摯甚實の指示せる定石を打つて、對手を攻め立てると同様の觀があります。かくして初めて吾人實業者として、或は將校或は卒伍たる者に於ても、初めて意義ある行動を取り得る事は、實にこの產業分野の確實を俟つて得らるゝのでありまして、若し分野が曖然としてゐては、自ら外方に突擊するどころか、却つて同士打ちの爲に、手も足も出ぬことになる場合が多いのであります。

前に申し述べました如く、分野の明らかなる所も各國では、商業會議所と言は今商校と言は工業の分野に對しては、十分に留意為らんものと見ゆ。年々勞働者からは精密なる工業生產の分野圖が發表されて居ります。これによりますと同國の工業を色彩別とし、生產種別と其生產金額とを詳細に示し、一目瞭然に知り得る如く工業界の現狀を鑑圖としたもので、當業者の發展向上を寄さしひる上に、好參考たることを失しませぬ。單に製造工業のみでなく、農業林業に對しても同様の分野圖を發表して居ります。

端西、伊國の如きも申合せた様に、產業の分野は明らかであります。端西と伊國に就て見ますと、パール市のリボン業、フーラツツ又はウインタルフールの廣幅絹織布業等の如き、斯の如き小國でさら一地方一業の主義を採用して居ります。又伊國の絹帛業はローモに、織布業はベニース附近に、織毛織織物はミラン地方に營業されて居り、其他大本帝國に於ては、絹帛工業地として、たゞ一のマツクレスフイールドがあるのみです。かくして國内の東西が無意味に相爭ひ、南北が徒らに相闘ひ、混戰氣擊するの愚を拚して、一意對外的發展に專念沒頭することは、何れも其跡と其型とを同じくして居るのを見ても判ります。こゝに於て有無相通じ、大小相鎖りつゝ指導機關や金融機關や其他總ての助長團體が、各々意義ある徹底したる行動が取り得るのであり、其に安全に且つ確實に生產事業の發達が期し得られるのであると思ひます。

五、これ等の實狀を見ますと、恰も名將良將が大戰爭を開始するに當り、多勢砲工各々其部署を明白にし、統一されたる陣容と隊形を以て、旗幟鮮明堂々と對陣するかの如くであります。或は閧甚に例へると、眞摯甚實の指示せる定石を打つて、對手を攻め立てると同様の觀があります。かくして初めて吾人實業者として、或は將校或は卒伍たる者に於ても、初めて意義ある行動を取り得る事は、實にこの產業分野の確實を俟つて得らるゝのでありまして、若し分野が曖然としてゐては、自ら外方に突擊するどころか、却つて同士打ちの爲に、手も足も出ぬことになる場合が多いのであります。

前に申し述べました如く、分野の明らかなる所も各國では、商業會議所と言は今商校と言は

れた少數の不純物を混雜せしめて完全に除去すると絹糸の繊維素を得らる。ざつと絹糸は繊維素であると思へばよい。繊維素は綿のみに含まれているのではない山野に生ずる草木は何れも是れが主体ではない。近來木材から繊維素を得る工業が進歩し製紙業者は殆ど木材から造つた「パルプ」を用ひている。

人造絹糸の成分は實に純繊維素に外ならぬ。故に其原料として「パルプ」を用ふべく又綿屑等の如き最上の原料とせねばならぬ。

獨は生らるゝと爰業を盛み老いて糸を吐き繭を造る何等か似通つた事に考へられるけれ共人絹は繊維素の純用りである。糸は繭が植物質を食ひ一旦溶解し其内でとも或すに必要な成分を集めて再び固かたものであるから最初に取入れた者とは全く異りたる新白質が主成分となつている。此働きが生物界に於る尊い力であつて、人類は食物を植物界に求るか血となり肉となりては之れが植物質の變化したものと思はれないものになると同じ様なものである。夫れで兩者を分析してみると人絹には窒素分が殆んど無いが有つても僅量であるが絹糸は窒素分が多量に含まれてゐる。自然もて、るが次に示す製造法を御覧になれば充分解らるゝであらうと思ふ

繊維素に種々の藥品を働かすと途に成種の藥品に溶解する。本文は略も食鹽が水に溶け水分を失へば元の食鹽になる様に其溶液は蒸氣を持つてゐる。此蒸氣を冷して細い管から强壓力で抽出すると同時に溶解しめた藥品を取り去り又は固らす藥品を作用すると其處に糸の形を生ずる。數本を併せて一本の糸とし不純藥品を除去して漂白を行ひ上工程を施して市販の人造絹糸を得る。繊維素と化合した藥品の種類に依りて出來上る糸に入た性質を表はすものであつて此工程が一大要点である。

繊維素に硫酸と硝酸の混合液を作用せしむると其形は變らないが繊維素と硝酸の化合した硝化繊維素を生ずる。硝化繊維素で硝酸の多く結合したものは火藥ありて恐るべき爆發力を持つて居る。酸の少く結合したものはコロジオン絹を構成する。

総精製パルプ又ハ木質
↓
アムモニア液ニ溶ス
酸化銅溶液
|
製糸母液
|
苛性曹達又ハ酸ニテ凝固
(銅及アムモニア回収)
|
素漂
|
糸白
↓
市販品

総精製パルプ又ハ木質
↓
無水酢酸等
|
酢酸繊維素
|
アセトンニ溶解ス
|
製糸母液
↓
市販品

総精製パルプ又ハ木質
↓
硝酸+硫酸
↓
硝化繊維素
アルコール+エーテルニ溶解ス
|
製糸母液
|
硝酸根除去
|
素漂
|
糸白
↓
市販品

白色レタル木質パルプ
+苛性曹達
↓
アルカリ繊維素
+二硫化炭素
|
セルローズキサンソ
苛性曹達ニ溶解ス
|
製糸母液
|
不純ビスコース除去
|
硫黄フ除去ス
|
漂白
↓
市販品

千八百九十七年パウリー氏は繊維素を「シユワイツエル」氏液と稱する酸化銅アムモニア溶液に溶解して後銅を分離し人造絹糸製造(二)に成功した。獨逸國に於て廣く行はるゝ「銅アムモニア」絹又は「グランフストフ」である。